

平戸南風力発電事業環境影響評価準備書への意見書

(1) 総括的事項

1. 準備書について

方法書についての意見及び事業者の見解の記載箇所で、平戸南風力発電なのに宇久島風力の方法書の名称を上げています。

これは宇久島風力と平戸南風力を同時に進めているためで、同じような項目については「コピー＆ペースト」が多用されていると思われ、本準備書にかかる調査結果や予測、評価等の記述についても「コピー＆ペースト」の可能性が高く信頼できないため準備書を細部まで見直して再度縦覧をすべきである。

2. 佐世保市長に準備書が送付されておらず、市内での縦覧場所が1箇所しかない

経済産業省の平戸南風力発電事業 環境影響評価方法書への勧告(平成 25 年 9 月 25 日)

勧告内容は以下の通り。

「調査、予測及び評価手法について景観に係る環境影響評価については、佐世保市黒島にある黒島天主堂及び平戸市にある平戸島の聖地と集落が、世界遺産暫定リストの「長崎の教会群とキリスト教関連資産」の構成資産であることから、当該資産及び周辺環境の保存管理の観点から、調査、予測及び評価の手法について検討すること。」

また、環境審査顧問会風力部会議事録(平成 25 年 9 月 17 日)には、顧問の指摘に「景観は人によって受け止め方が変わるので、できるだけ広くコンセンサスが得られるようなプロセスをとっていただきたいと思います。 - 後略 - 。

平成 23 年 9 月に黒島全域が「佐世保市黒島の文化的景観」として国の重要文化的景観に選定されている。黒島が、勧告や指摘がなされているにもかかわらず、準備書では景観資源に含まれていない。

佐世保市にとって世界遺産登録は極めて重要な課題であり、長年行政が様々な努力を重ねている。そのような中で「国選定重要文化的景観の指定」を受けたが、これは世界遺産登録への足がかりとなるものである。

風車の建設によって、様々な努力を続けてきた世界遺産登録が出来ない事も十分に考えられる。

この様な状況の中、佐世保市長宛に準備書が送られておらず、縦覧場所が市内では日本風力開発(株)九州事務所だけと言うのは、経済産業省の勧告を真摯に受け止めていないからであり、再度準備書の縦覧を行い、説明会も佐世保市内で開催すべきである。

3. 方法書の意見や指摘が準備書に反映されていない

環境審査顧問会風力部会や方法書での長崎県及び住民の意見が準備書に反映されていないものが多い。

また、環境審査顧問の指摘にあった項目が準備書に反映されていないのは大きな問題である。

なお、説明会での意見や事業者の見解も全て掲載すべきである。

(2) PDF で公開されている準備書が縦覧中に改ざん(差し替え)

公開期間中に 2 ページ増えている。

縦覧の始まり頃は鳥類の渡り時の移動経路は 8.1.4.-101 であったが後半では 8.1.4-103 に変わって

いる。その旨を公開すべきであるし、それがどこなのか明示すべきである。公表中の準備書がいつの間にか差し替えられるということは環境影響評価手続きの根幹を揺るがすものであり、準備書として完成されていない図書を公表したもので再度やり直すべきである。

(3) 鳥類

1. バードストライクの予測

風車と鳥類に関して最も重要なことはバードストライクを避けることである。

バードストライクは鳥類に大きな影響を与える。大型の鳥は死骸が残る場合もあるが、小鳥類はブレードに触れると形も無くなってしまふであろう。付近の樹林内に落下したものは確認が難しい。また、死骸は直ぐにカラスやタヌキなどに捕食されることから被害の全容をつかむことは極めて難しい。

実際には多くのバードストライクが起きていることは容易に推測できるが、事業者は稼働後に事後調査の義務がない限り自主的に実施することはないので、どれだけの被害が起きているのか分からない。

このようなことから、バードストライクの影響予測は極めて慎重に行うべきである。

バードストライクの影響予測には対象実施区域内通過個体数を用いるべきである。

「例:第 8.1.4-68 表」で言えば対象実施区域内通過個体数の欄に書かれた割合を重視すべきである。ここではミサゴ 194 個体に対しての対象実施区域内通過個体数の割合 (19.6%) である。

こちらを重視する理由として、飛翔高度は (L - M - H) は天候 (日中・夜間・風力・風向・視程) に左右される可能性が大きく不確実性が高いので参考値として見るべきである。

ここで、ミサゴの高度区分の M (8.2%) を基にバードストライクの危険を予測すると結果を低く表してしまう。

保全措置は、1)回避、2)低減 (最小化)、3)代償措置の順に検討することを基本的な流れとするために、対象実施区域内通過個体数を基に予測評価すべきである。

第 8.1.4-63 表 高度区分の渡りの状況 (春) では対象実施区域内通過個体数の全個体数に対する割合は 70.3%にも達する。また、第 8.1.4-65 表高度区分の渡りの状況 (秋) では対象実施区域内通過個体数の全個体数に対する割合は 50.2%と半数が対象実施区域内を通過している。

なお、調査結果に気象条件が書かれていないので、ここで示された飛翔高度のデータを真のデータとして捉え評価することは危険である。

私は、長年ツル類やタカ類の渡りを調査してきたが、ツル類は曇りや雨天などの時には、低い高度をとることが分かっている。気象条件によって高度は変化するのが普通である。

2. 猛禽類のモーション・スミアについて

猛禽類は風車を認識しながら飛翔しているが、一定距離まで近付くとモーション・スミアにより回転するブレードが見えなくなり、接近して衝突するものと考えられている。

モーション・スミアを軽減するために、ブレードに模様をつける等して実験研究が行われている。研究の結果、小型で回転速度の速いタービンで 20m 程度、大型でゆっくりと回転するもので 50m 程度まで接近すると見えなくなってしまうと結論付けられている。

これを避ける為にも影響評価には対象実施区域内を通過している個体数を用い、風車の数・位置・間隔を決めるべきである。

3. ハヤブサについて

第 8.1.6-9 図を見れば、対象事業実施区域を含めた半径 2 ~ 3 km がハヤブサの重要な行動圏であることがわかる。色々な解析をせずとも、この図を見れば風車建設による様々な影響が考えられる。

また、ハヤブサが対象事業実施区域とその周辺で 131 個体が確認されており、対象事業実施区域を 28 個体が通過している。131 個体の中には同個体が含まれると思うが、131 個体ものハヤブサが観察される場所は希であろう。このことから当該地がハヤブサにとって重要な場所であることを表している。

また、対象事業実施区域から 2 km 離れた礫岩地域で幼鳥が確認されている。これらも、対象事業実施区域は行動圏内であろう。

風車建設後の好適生息環境指数が低いから、改変によるハヤブサを上位とした生態系への影響は小さいとの予測はできない。

4. 地図上に調査結果が記載されていない

重要種の確認位置が種保護の観点から記載されていない。移動の出来ない植物や昆虫などで公開されることにより採取、捕獲等による種への危険のおそれがあるものなどは当然である。しかし、ハヤブサ・アカハラダカ・ハチクマ・ミサゴや他の渡り鳥については繁殖箇所・営巣木でもなく、渡りのコースや確認地点を示さないのは論外である。コースを開示したところで、種に対する危険が高まることは全く考えられない。

準備書を閲覧し意見を述べる側から見れば非常に重要な飛翔に関する情報が開示されないと、これらの種に対する影響や予測、評価が適正なものであるかどうか全く判断できず、本準備書では意見が言えなくなる。

これは、環境影響評価の手続き上極めて重要な住民意見の聴取をないがしろにするもので、閲覧者にとっては大きな問題であり、調査結果を故意に隠蔽していると思えない。意見を述べる機会を奪われたことによって、逆に種の保全が出来なくなる可能性がある。

5. 冷水岳・大観山から平戸島への渡りのコース

「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」によればハチクマの秋季渡り、ツル類のメインのコースである。

準備書によれば、風車建設用地は猛禽類やその他の鳥類の「秋には渡りのコースになっていることが伺える」。しかし、春期は「渡りのコースの一部となっているが主要なコースにはなっていないことが伺える」とされている。

渡りの調査は建設予定地だけでは、十分な結果は出ない。例えば、私たちの長年の観察からハチクマは佐世保市冷水岳・大観山付近を通過し平戸島を目指して飛んで行く。ここを通過した個体のどの程度が風車の建設予定地を通過するのかを調べることによって、ルート的重要性が分かる。風車建設用地を通過した個体数が冷水岳一帯を通過した個体数より多ければ、平戸に入る別のルートの存在が考えられる。しかし、このような調査はなされておらず渡りの調査としては不十分である。

また、春の重要なコースとはなっていないとも秋の渡りの際に多くの種の鳥が使っているルートであればそこに、風力発電機を建てればバードストライクを招くことは十分に予測できる。

環境への配慮から発電機 19 機の予定を 17 機へ 2 機減らしたとされているが、どのような理由で減ら

したのか書かれていない。

尾根に並んだ風車群は渡り鳥にとっては大きな障壁となり、様々な影響を与えることが考えられる。風車の位置は平面図でしか表されていないが、渡ってくる鳥の侵入経路（水平位置）から見た図を作ると風車の影響をより理解しやすくなる。

ハヤブサについて詳しく調査されているが、この場所は、私たちのこれまでのツル類やタカ類の渡り調査結果から重要な渡りのコースであることが分かっている。また、貴社の調査によってもそれが認められている。

渡り鳥についての詳しい調査・解析がなされていないので、影響を予測できない。再度調査からやり直すべきである。

*長崎県による基準又は目標との整合性はない。

6．衝突確率について

視程悪化時の確率も出すべきである。

保全措置は、1)回避、2)低減（最小化）、3)代償措置の順に検討することを基本的な流れとする。保全は回避を最も優先とするために、高度 M を用いる衝突確率の計算は不確実性が非常に高く、「軽微」とは言えない。

ここでは、1年目の確率しか示されていないが、耐用年数 20 年間の年度ごとの確率も示すべきである。

（2）景観資源について

1．世界遺産・国立公園と風力発電

黒島天主堂については視野角 1 度 { 視認される可能性のある範囲 (6.8km) } に含まれなかったため、方法書に記載しなかったと書かれている。

フランスの小島モンサンミシェルが、風力発電所の建設計画により、ユネスコの世界遺産認定を取り消される危機にさらされているのは、島から 17km 離れた場所に 3 機の風力発電の建設である。

黒島から平戸南風力発電建設予定地まで 10km である。

事例から予測評価を行えば、「世界遺産登録抹消となる危険が極めて大きい」となる。

また、貴社が関わる宇久島の風力発電建設の準備書では、小値賀島の番岳園地や愛宕岳園地からのフォトモンタージュが掲載されている。これは県の意見によるものであるが、これによると、6.8km 以上離れた風車群がはっきりと認識出来、景観を損ねていることが伺える。

貴社が景観に対して十分に対応する意識があれば、西海国立公園、特に北九十九島の背景としての景観の変化をフォトモンタージュとして掲載すべきであった。

先にも記したが、平戸島の東側（風力発電建設地）は西海国立公園九十九島地域の背景、特に北九十九島（長串山・冷水岳を含む）の背景として非常に重要な景観資源であるが、風車はスカイラインを切断しているので眺望への支障がかなり大きい。

長崎の教会群とキリスト教関連遺産として登録を目指す黒島天主堂がある黒島からのフォトモンタージュも示し、景観の変化を閲覧者に分かるようにすべきである。

なお、第 8.1.7-3 図 景観資源の位置図に佐世保市黒島が含まれていない。黒島天主堂は長崎の教会群とキリスト教関連遺産として登録を目指している。また黒島は「国選定重要文化的景観の指定」を受け

ており、このような場所は明らかに景観資源である。

平戸の九州自然歩道から、南九十九島方面を見ると目前に黒島が見える。それほど近いのである。

吉井町の鷲尾岳に風力発電機7機があるが、私の住む地域から直線で13km程離れているが、スカイラインを切っているのも非常に目立つ。

建設予定の南側の風車から黒島までは10km程しか離れていない。また、冷水岳まで10km程。長串山まで9.3km程。高島の番岳から13km程である。冷水岳や長串山からは正面に見るので特に目立って見えるであろう。

鹿町の風車まで18km程であるが、これも明確に認識できる。田平町の1機は22km程離れており、光の当たり具合ではよく見えるが1機なのでさほど気にならない。これが数十機だと見方も変わるであろう。

風景は主観的なもので、視野角1度では計ることは出来ない。多くの人が不愉快や風車があることに、よって景観が悪くなり観光への影響に懸念を感じれば、それは風景の障害物である。

特に平戸島の東側は九十九島の背景地として重要な意味を持ち、九十九島越に見た平戸の風景を見て平戸に興味を持つ人も多い。

九十九島の背景に風車群が建つことは、平戸への興味を削ぐことになりかねない。

なお、フォトモンタージュは景観の変化を見せるには非常に良い手段であるが、人の視野に近い50mmレンズ(対角線46°・水平40°)を使って撮影すべきである。ワイドレンズを使うと実際よりも風車が景観に与える影響を小さく見せる。

重ねて記すが、平戸市は観光の島であり景観は最大の資源である。現在佐志岳からは360度の素晴らしい風景を見ることができ、それは平戸島を含めた九十九島の背景が作り出している。

しかし、風車群はその風景を台無しにしてしまう。

一度建てば、耐用年数の20年間壊れた景観は戻ってこず、景観資源に及ぼす影響は著しく大きく、結果的に平戸市の経済に与える影響も大きい。

2. 環境審査顧問会風力部会(平成25年9月17日)

顧問の指摘に「景観は人によって受け止め方が変わるので、できるだけ広くコンセンサスが得られるようなプロセスをとっていただきたいと思います。先ほどドレスデンの世界遺産が登録抹消 - 中略 - 景観上の配慮は相当必要になってくると考えます。」

とあるが、準備書にはこのことについて全く触れてなく、ここで指摘されてことを解決しようとした努力が見られない。

審査会での顧問の指摘を真摯に受け止めて、広くコンセンサスが得られるようなプロセスをとるべきである。

3. 経済産業省の平戸南風力発電事業 環境影響評価方法書への勧告(平成25年9月25日)

勧告内容は以下の通り。

「調査、予測及び評価手法について

景観に係る環境影響評価については、佐世保市黒島にある黒島天主堂及び平戸市にある平戸島の聖地と集落が、世界遺産暫定リストの「長崎の教会群とキリスト教関連資産」の構成資産であることから、当該資産及び周辺環境の保存管理の観点から、調査、予測及び評価の手法について検討すること。」

準備書にはこのことについては触れられておらず、審議会の指摘と経済産業省の勧告も無視したものである。

4．評価の結果に黒島について書かれていない

上記2と3で記した、環境審査顧問会風力部会（平成25年9月17日）での顧問による指摘、経済産業省（平成25年9月25日）の勧告があるにもかかわらず、全く評価していない。

環境審査顧問会風力部会の指摘や経済産業省の勧告を無視している。

（3）第4.1-1表 方法書に対する住民等の意見の概要及び事業者の見解

長崎県知事の意見として「方法書縦覧により提出された住民等の意見についてはその内容を精査し - 中略 - 適正に反映すること」に対し、「住民からの意見は環境影響評価に反映させるように努めます。」とあるが、多くの意見に対しそれがなされていない。

典型的な例が風車の位置で、方法書の時と殆ど同じである。これは住民の意見が反映されていないことを表している。

意見書の（1）で述べたが、方法書での私の意見は以下の様なものである。

「方法書の印刷について

分厚い方法書を、PDFを見て意見を述べるのは難しい。印刷されたものを見ながらじっくり考えることが必要である。ところが、ホームページに掲載されている方法書は印刷出来ないようにされている。問い合わせ先のグリーンパワー（株）に聞いたところ、国土地理院の地図が掲載されているためにコピーは出来ないようにしているとの説明であった。

ところが、国土地理院の地図は利益を目的にしなければコピーは問題ないと分かった。

一方、（株）日本風力開発の方法書説明会では、改ざん防止のため（以前改ざんされた）との説明であった。どのような改ざんがあったのかの説明はなかった。このような二つの説明があり、一つは全く根拠の無いものであった。このような姿勢では事業者が信頼できない。

他社では印刷可能な方法書がある。広く、意見を聞かねばならない方法書であるにもかかわらず、意見を出来るだけ少なくしようとの意図が強く見られる。準備書は印刷及びコピーが出来るようにすべきである。

なぜ、これに対する事業者の見解が書かれていないのか。

4.1.-7の意見の概要

（23）に対する事業者の見解。注（23）とは表の番号23を示す（以下同じ）。

「多大とは、回避、低減措置をとっても生態系に大きな影響を及ぼすことを想定しています。」とあるが、準備書の何処を見ても「回避、低減措置」がとられているとは思えない。

風車を方法書より2機減らしてあるが、漠然と2機減らしたとされているだけで、その理由は明確でない。設計上、コスト上の問題を回避・低減措置にすり替えているとしか思えない。

（24）黒島天主堂に対する事業者の見解では、「視野角1度に含まれなかったので、方法書には記載しなかった」とある。

しかし、明らかに、背景の景観としてはっきり見える場所である。景観は主観であるので、「視野角1度」以下なので影響がないとはいえない。

また、環境審査顧問会風力部会の指摘や経済産業省の勧告があるにもかかわらず、準備書に予測・評

価が書かれていない。

(25) 黒島天主堂に対する事業者の見解では、「関係者からの意見の収集に努めます。」とありますが、収集した意見は準備書では見当たらない。

(4) 第 4.2-1 表 長崎県知事の意見に対する事業者の見解

< 総括的事項 >

(4) 風力発電機並びに付帯設備の配置について、予測結果を基に環境影響を回避低減するよう検討する。とあるが、殆どが影響ないとされている。しかし、回避低減はより厳密に行う必要がある。特に渡り鳥に関しては殆ど回避低減の努力がなされていない。

< 動物・植物・生態系 >

(2) 地元愛鳥団体及び専門家等の意見を聞くこと。
地元愛鳥団体の団体名と意見が掲載されていない。

< 景観 >

(2) 「関係者からの意見の収集に努めます。」とありますが、収集した意見は準備書では見当たらない。

(4) その他

平戸で開かれた説明会に出席したが、参加者から多くの意見がでた。
これらの意見と、回答についても、評価書で公開すべきである。

(5) 総合的な意見

留鳥や渡り鳥にとって、建設される風車群は大きな影響を与える。また、景観をも大きく壊すことが明らかで、西海国立公園九十九島の景観を壊し、さらに長崎の教会群とキリスト教関連遺産として登録を控えている地域にとっては極めて大きい負の要因となる。

準備書では、風車の位置が方法書と全く変わらず、2機減らしただけで、回避・低減措置をとったとされているが、詭弁である。

説明会では地域のことを考えながら事業を進めると明言していた。しかし、実際には経済産業省の勧告や審議会での顧問の指摘を無視するなど、社会に対して責任を持つ会社とは思えない。このような会社による事業は地域にとってはプラスの要因が全くない。

このようなことを、総合的に考えると、この場所に風車を建設すべきでない。

以 上